

日本熱物性学会 会計事務細則

(目的)

第1条 日本熱物性学会（以下、本学会）の会計処理に必要な事項を取り決め、以て学会の収支及び財産の状態を明らかにし、本学会の健全な運営に資することを目的として、本細則を定める。

(会計の原則)

第2条 本学会の会計事務は、法令、会則および本細則の定めに準拠して適正に処理されなければならない。

(会計年度)

第3条 本学会の会計年度は、会則第5章会務第21条（会計年度）の定めるところにより毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(会計責任者)

第4条 本学会の会計責任者は会長とする。会長に事故または欠けたときは、会則第3章役員に定める副会長（無任所）が代行する。

(会計事務担当者)

第5条 予算、決算、金銭等の会計事務全般についての会計事務責任者は、会則第3章役員に定める副会長（事務局担当）とする。

(会計帳簿の保存・処分)

第6条 会計に関する帳簿、伝票等証憑及び関係書類の保存期間は会計年度終了の翌日から起算して5年間とする。保存期間の経過した帳簿、伝票等証憑及び関係書類は、会計責任者の指示または承認を受けて会計事務担当者が処分する。

(会計事務)

第7条 会計責任者は、毎事業年度終了後、総会までに活動報告書、収支決算書、事業計画案ならびに収支予算書を作成する。収支決算書は、監事の監査を経て総会に報告し、承認を求めなければならない。

(監事の目的)

第8条 監事は、本学会において理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場から監査を行うことにより、本学会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、総会において正会員および法人会員の中より2名選任される。

(その他)

第10条 本細則に定めるものを除く、他の会計事務取扱に関する必要な事項は、別途理事会の承認を得て会長が定める。

平成27年9月12日 理事会・役員会承認